

# ワゲン福祉会 一般事業主行動計画

職員がその有する能力を発揮して、職業生活と家庭生活との両立を図れるようにするために必要な雇用環境を整備し、若年者の安定就労を促進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 5年間

2. 計画内容

**目標1: 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備**

- 妊娠中や出産後の職員の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知や、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し、育児休業している職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 出産や子育てにとる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 育児に関する諸制度について、定期的に周知を図るとともに、所属長に対する研修においても必要な教育を実施する。
- 育児休業取得者に対し、定期的な資料の送付や研修への参加を促す

**目標2: 若者のインターンシップを受入、トライアル雇用の再就職に向けた実務研修の推進**  
**目標値** インターンシップ 年間10名以上 トライアル雇用 年間1名以上

<対策>

- 受入体制についての検討を行い、受入の開始及び取組内容を職員へ周知します。